

希少野生生物の国内流通の現状（概要）について

－ 種の保存法における譲渡し等の規制状況 －

1. 譲渡し等の禁止（法第 12 条 1 項）

希少野生動植物種の個体、器官及び加工品（「個体等」）は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り等（以下「譲渡し等」という）をおこなってはならないとされている。ただし、条件等によっては譲渡し等禁止の例外となる場合があり、その主なものは以下の通り。

- (1) 環境大臣の許可を受けた場合（法第 12 条第 1 項第 1 号）
- (2) 特定国内希少野生動植物種の個体等（法第 12 条第 1 項第 2 号）
- (3) 国内加工の原材料となる象牙やべっ甲などの特定器官等（法第 12 条第 1 項第 3 号）
- (4) 国際希少野生動植物種の個体等において商業的目的で繁殖させた個体等の正当な占有者など政令で定める要件を充たして登録を受けたもの、または事前登録証を受けた原材料器官等（法第 12 条第 1 項第 5 号）

その他に、譲渡し等をする当事者の一方又は双方が国の機関又は地方公共団体である場合や種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として環境省令で定める場合等がある。

2. 譲渡し等の許可

学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的で希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をしようとする者は、環境大臣の許可を受けることにより、その許可に係る譲渡し等を行うことができる（法第 13 条）。

許可申請の内容として、1) 民間からの「許可申請」、および行政間での移動による「協議」、2) 博物館や大学などの研究機関からの「通知・届出」、3) 緊急譲受け、の 3 つに分けられる。表 3-1 は、平成 18 年度以降の許可申請別の件数を示した。

表 3-1 希少野生動植物種の譲渡し等許可による状況（件数）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
申請・協議	143	142	192	187	164
通知・届出	72	66	82	146	132
緊急譲受け	10	14	8	6	2
合計	225	222	282	339	298

3. 特定国内種事業の規制

(1) 特定国内希少野生動植物種の譲渡し等

法第 12 条第 1 項第 2 号 において、特定国内希少野生動植物種（以下「特定国内種」という）の個体等の譲渡しについては規制の例外とされており、個々の譲渡し等の行為は規制されていない。これは、自然界においては個体数が減少している等の絶滅のおそれがあっても、商業的な繁殖が可能であり、現に人の管理下にある個体等については商業的目的を含む取引を認めても保存を図ることが可能との趣旨に基づく例外である。

特定国内希少種として現在指定されているのは、表 3-2 の 7 種である（施行令別表第 3）。

なお、特定国内希少動植物種の譲渡し等を業として行う事業者には届出義務と一定の遵守事項を課し（法第 30 条、第 31 条）、違法に捕獲などした個体及びその器官・加工品が市場に流入することを防止している。

(2) 特定国内種事業の届出等（法第 30 条等）

特定国内希少種の販売、頒布等の業（特定国内種事業）を行う者に対し、事業の届出を義務付けるとともに、取引内容について記帳をさせている（法第 30 条、第 31 条）。

特定国内種事業を行う者は、遵守事項に係る環境大臣等の指示に違反した場合、3 ヶ月以内の事業の全部又は一部の停止を命じられる（法第 32 条）。

事業の届出に関する業務は、農林水産省及び環境省の地方環境事務所等野生生物課（全国 10 箇所）で行っている。平成 22 年現在における特定国内種事業者の数は 430 である。指定種毎の内訳は以下の通りである。

表 3-2 特定国内種事業の届出状況

種 名	事業者数
アマミデンダ（おしだ科）	13
ホテイヤツモリ（らん科）	214
レブンアツモリソウ（らん科）	182
アツモリソウ（らん科）	297
オキナワセッコク（らん科）	22
ハナシノブ（はなしのぶ科）	80
キタダケソウ（きんぼうげ科）	91

4. 特定国際種事業の規制

(1) 特定器官等の譲渡し

国際希少野生動植物種の器官及びその加工品のうち、日本において製品の原材料として使用されているものを施行令別表第5において、「原材料器官等」として指定されている。また、原材料器官等及びこれらの加工品のうち、政令（施行令第2条の5）で定める要件に該当するものを「特定器官等」に指定し、その譲渡し等は、登録を要件とせずに認められている（法第12条第1項第3号、施行令第2条の4、第2条の5）*。具体的には、象牙とゾウの皮、べっ甲とウミガメの皮、オオトカゲの皮のうち、全形を保持しないものがこうした特定器官に該当する。なお、全形を保持した象牙等は「特定器官等」にあたらぬ「原材料器官等」として、取引には登録を要する。

*：施行令第2条の4、法第12条第1項第3号の原材料器官等は、別表第5の上欄に掲げる国際希少野生動植物種の科の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める器官及びその加工品とする。

別表第5

科名	原材料器官等
ぞう科	皮及びその加工品、牙及びその加工品
おおとかげ科	皮及びその加工品
うみがめ科	皮及びその加工品、甲及びその加工品

(2) 特定国際種事業の届出等（法第33条等）

政令で定める特定器官（ぞう科とうみがめ科）等であってその形態等に関し政令で定める要件に該当するものの譲渡し等を伴う事業（「特定国際種事業」）を行おうとする者は、あらかじめ、環境大臣及び経済産業大臣に届け出なければならない（法第33条の2）。具体的には、象牙とべっ甲の全形を保持しない未加工品（切断された未加工象牙、うみがめの甲羅を分割したもの）、及び象牙の印章等の取引を伴う事業がこうした届出の対象となる（施行令第5条の2）。

上記の特定国際種事業をおこなう者には、譲渡人等の特定器官等に関する聴取義務等の遵守事項が定められている（法第33条の3）。すなわち、特定国際種事業者が、特定器官等の譲受けなどをするとき、その特定器官等の譲渡人等の氏名、住所などを確認するとともに、その特定器官等に「管理票」が付されていない場合には、その譲渡人等から特定器官等の入手先を聴取しなければならない。また、特定国際種事業者は、環境大臣及び経済産業大臣の命令で定めるところにより、上記確認・聴取した事項その他特定器官等の譲渡し等に関する事項を書類に記載し、これを保存しなければならない。

表 3-3 特定国際種事業届出書事業者数

	H13	H14	H15	H16*	H17	H18
象牙						
製造事業者数	236	238	249	303	305	307
卸売事業者数	350	354	349	568	622	656
小売事業者数	9,788	9,791	9,402	10,569	10,617	11,777
べつ甲事業者	240	240	244	248	236	238
	H19	H20	H21	H22	H23(9月1日現在)	
象牙						
製造事業者数	307	317	310	307	308	
卸売事業者数	660	675	591	645	670	
小売事業者数	11,672	11,864	11,320	11,664	11,745	
べつ甲事業者	234	236	230	282	287	

*：平成16年度に種の保存法施行令の一部が改正され、それまで届出の対象とされていた印章等を扱う事業者から、象牙製品を取り扱う全ての事業者へ改正された。

(3) 適正に入手された原材料からの製品に係る認定（法第33条の7）

原材料器官等を原材料として製造された、政令で定める製品（登録等を受けることができるものを除く）については、製造者の申請に基づく、登録要件に該当する生牙などの原材料器官等を原材料として製造されたものである旨の、環境大臣及び経済産業大臣の「認定」制度がある（法第33条の7）。認定の対象は、象牙の装身具、調度品、楽器、印章その他の環境省令、経済産業省令で定める製品とされており（施行令第5条の5）、認定された製品には、標章が交付される（7ページ下段参照）。認定ができるのは以下の場合である（法第33条の7）。なお、認定に係る手数料は、製品1個につき60円となっている（施行令第5条の6）。

- 申請者が、その製品の原材料である特定器官等を、その特定器官等に関する「管理票」とともに譲り受けたなどの場合
- 申請者が、その製品の原材料である原材料器官等を、その原材料器官等に係る「登録票」等とともに譲り受けたなどの場合
- 前記に掲げるもののほか、その製品の原材料である原材料器官等が登録要件に該当するものであることが明らかである場合として環境大臣及び特定国際種関係大臣の命令で定める場合

上記の「管理票」とは、特定国際種事業者（この場合は製造業者）が、一定の場合に認定対象となる製品の原材料たる特定器官等の入手の経緯等を記載して作成することができる（法第33条の6）。

図表集の図3-1の上段に年別の認定数を、また、下段に製品の種類別認定数を示した。

5. 国際希少野生動植物種の個体等の登録

(1) 個体等の登録（法第 20 条）

国際希少野生動植物種のうち、CITES 附属書 I 掲載種の個体等において、商業的目的で繁殖させた個体等の正当な占有者は、政令で定める要件（施行令第 4 条）を充たした個体等の登録を受けることができ（7 ページの登録票参照）、登録された個体等は譲渡し等の禁止の例外とされる。これは、国際希少種のうちワシントン条約附属書 I 掲載種に係る種について、条約上も商業目的で繁殖させた個体等は、一定の条件の下で商業目的の流通が認められていることから、国内流通においても商業目的の流通を認めるものである。

「登録」のために必要な「政令の要件」とは以下のものである（施行令第 4 条）。

1 (国内繁殖)

本邦内において繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等

2 (条約適用前取得)

別表第 2 の表 2 に掲げる種で、ワシントン条約の適用される日以前に、日本国内で取得され又は日本に輸入された個体、器官等

3 (適法輸入)

関税法第 67 条の許可を受けて輸入された個体、器官等であって、次のいずれかに該当するもの

イ 商業的目的で繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等

ロ ワシントン条約の適用以前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体、器官等であることをその輸出国の政府機関が証明したもの

ハ 別表第 6 に定める種ごとの個体群に応じた個体等

登録票の様式（法律施行規則第 11 条第 3 項）

① 「個体又はその加工品」

生きた動植物の個体等（卵及び種子含む）や剥製（一枚皮等含む）、標本（液浸標本等含む）、死体等の外見上全形を保持したものを指す。

② 「個体の器官又はその加工品」

個体の一部及び派生物並びにその加工品を指す。

登録申請の際には、申請書と登録をしようとする個体等の写真を添付するほかに、当該個体等が適法に入手されたものであることを証明する書類を添付することとされている（施行規則第 11 条第 2 項）。ただし、「当該書類を添付し難い場合」にあつては、

これに代えて、「当該個体等が当該区分に該当することを証する書類」を添付することができるものとされている。なお、登録に係る手数料は、個体等につき 2,600 円、原材料器官等のうちぞう科の牙については 1,100 円となっている（施行令第 5 条の 1）

図表集の図 3-2 には、1993 年～2010 年までの個体等の登録件数を示した。

- 図 3-2-1 個体等における登録数の年別推移
- 図 3-2-2 生体における網別登録件数の年別推移
- 図 3-2-3 登録件数が多い種（生体）の年別推移
- 図 3-2-4 はく製等における網別登録件数の年別推移（生体以外の個体等）
- 図 3-2-5 はく製等における登録件数上位 10 種の年別推移（生体以外の個体等）
- 図 3-2-6 器官における登録件数の年別推移
- 図 3-2-7 登録要件別の登録件数

（2）登録個体等及び登録票等の管理等（第 21 条、第 22 条）

登録票の交付を受けた者は、その登録票に係る個体等を販売又は頒布をする目的で陳列をするときは、その登録票を備え付けておかなければならず、又、その登録票に係る個体等の譲渡し等をする場合は、その登録票とともにしなければならない。

登録票に係る個体等の譲受け又は引取りをした者は、その所在を明らかにするために、その日から起算して 30 日以内に環境大臣（登録機関）にその旨の届出をしなければならない（法第 21 条）。

登録票等に係る個体等を占有しなくなった場合（当該個体が死亡した場合等）や登録票の再交付を受けた後に紛失していた元の登録票を発見した場合は、その日から起算して、登録票を 30 日以内に環境大臣（登録機関）に返納しなければならない（法第 22 条）。なお、登録票の再交付に係る手数料は、一件につき 1,100 円となっている（施行令第 5 条の 1）

年別の譲受け等届出数の推移を図表集の図 3-3 に、返納数を図 3-4 に示した。

（3）原材料器官等に係る事前登録（法第 20 条の 2）

我が国において製品の原材料として使用されている国際希少野生動植物種の器官及びその加工品（原材料器官等）について大量、頻繁（一年間につき政令で定める数以上）に取引を行う者については、事前登録制による取引を認めることとしている。しかし、現在のところ、これに該当する原材料器官等がないことから、政令は定められておらず、実績もない。

登録票

国際希少野生動植物種登録票

(個体及びその加工品)

登録記号番号 第 000-000000 号

注 意

登録を受けた国際希少野生動植物種の個体	種 名	アシアロウ	み ほ ん
	区 分	生体・卵 はく製・標本 その他 ()	
	登録時 (平成12年 3月 日) における 主な特徴	体長 15.0cm 体重 XXXXXXXX 雌雄の別 不明 年齢 XXXXXXXX	
備 考	マレーシア産 平成00年00月00日輸入		

- 1 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体は、販売又は頒布をする目的で陳列をするときは、その個体に係る登録票を備え付けておかなければならない。
- 2 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体の譲渡し等は、その個体に係る登録票とともにしなければならない。
- 3 登録票は、その登録票に係る国際希少野生動植物種の個体とともにする場合を除いては、譲渡し等をしてはならない。
- 4 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体の譲受け又は引取りをした者は、30日以内に登録を行った登録機関がある場合は当該登録機関、登録を行った登録機関がない場合であって他の登録機関があるときは当該登録機関にその旨を届け出なければならない。
- 5 登録票は、次の(1)又は(2)に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、30日以内に登録票を交付した登録機関がある場合は当該登録機関、登録票を交付した登録機関がない場合であって他の登録機関があるときは当該登録機関に返納しなければならない。
 (1) 登録票に係る国際希少野生動植物種の個体を占有しないこととなった場合 (登録票とともにその登録票に係る国際希少野生動植物種の個体の譲渡し又は引渡しをした場合を除く。)
 (2) 登録票の再交付を受けた後亡失した登録票を回復した場合
- 6 以上の事項に違反した場合には、法により罰金の刑に処せられることとなる。

00000-0000

平成12年3月4日交付

財団法人自然環境研究センター 理事長



(裏面に記載した注意事項)

標章 (認定シール)



登 録 申 請 書

国際希少野生動植物種（個体及びその加工品）登録申請書

自然環境研究センター理事長 殿

年 月 日

申請者(※1)

住所[〒]

電話

氏名(記名押印)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第20条第2項の規定に基づき、国際希少野生動植物種の個体及びその加工品の登録について、次のとおり申請します。

登録を受け る国際希少 野生動植物 種の個体及 びその加工 品	種 名	
	区 分 該当する文字を丸で囲むこと。 その他に該当する場合は、余白 に具体的内容を記入すること。	生体・卵・はく製・標本・その他()
	主 な 特 徴 (複数申請の場合は別紙に記入)	体長(※2) 全長(※2) 体重 性別 その他の特徴(※3)
	所 在 地	
登録の対象となる要件 (該当する要件の数字を丸で囲むこと。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本邦内において繁殖させた個体又はその加工品であること(政令(※4)第4条第1号関係) 2 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(以下「ワシントン条約」という。)が登録を受ける個体又はその加工品に適用される前に本邦内において取得され、又は本邦に輸入された個体又はその加工品であること(政令第4条第2号関係) 3 関税法(昭和29年法律第61号)第67条の許可を受けて輸入された個体又はその加工品であつて、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであること <ol style="list-style-type: none"> (1) 商業的目的で繁殖させた個体又はその加工品であること(政令第4条第3号イ関係) (2) ワシントン条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体又はその加工品であること(政令第4条第3号ロ関係) (3) ワシントン条約附属書Ⅰに掲げられる種と同じ種であるが、特定の地域個体群として附属書Ⅰから除かれている個体又はその加工品(政令第4条第3号ハ関係) 	
動植物の管 理者(所有者 と異なる 場合)	住 所	電 話
	氏 名	

※1 申請者が法人である場合には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名)を記載すること。

- 2 「体長」とはその動物のからだの長さをいい、「全長」とはその物の全体の長さをいう。したがって、動物の尾、鳥の尾羽、魚の尾びれ等は体長には含まれない。なお、体長の記入が困難なものについては、全長のみを記入すればよい。
- 3 年齢、繁殖年月日、色、模様等、同種の他の個体及びその加工品との識別を容易にする特徴を記載すること。
- 4 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令

希少野生生物の流通管理の現状（図表集）

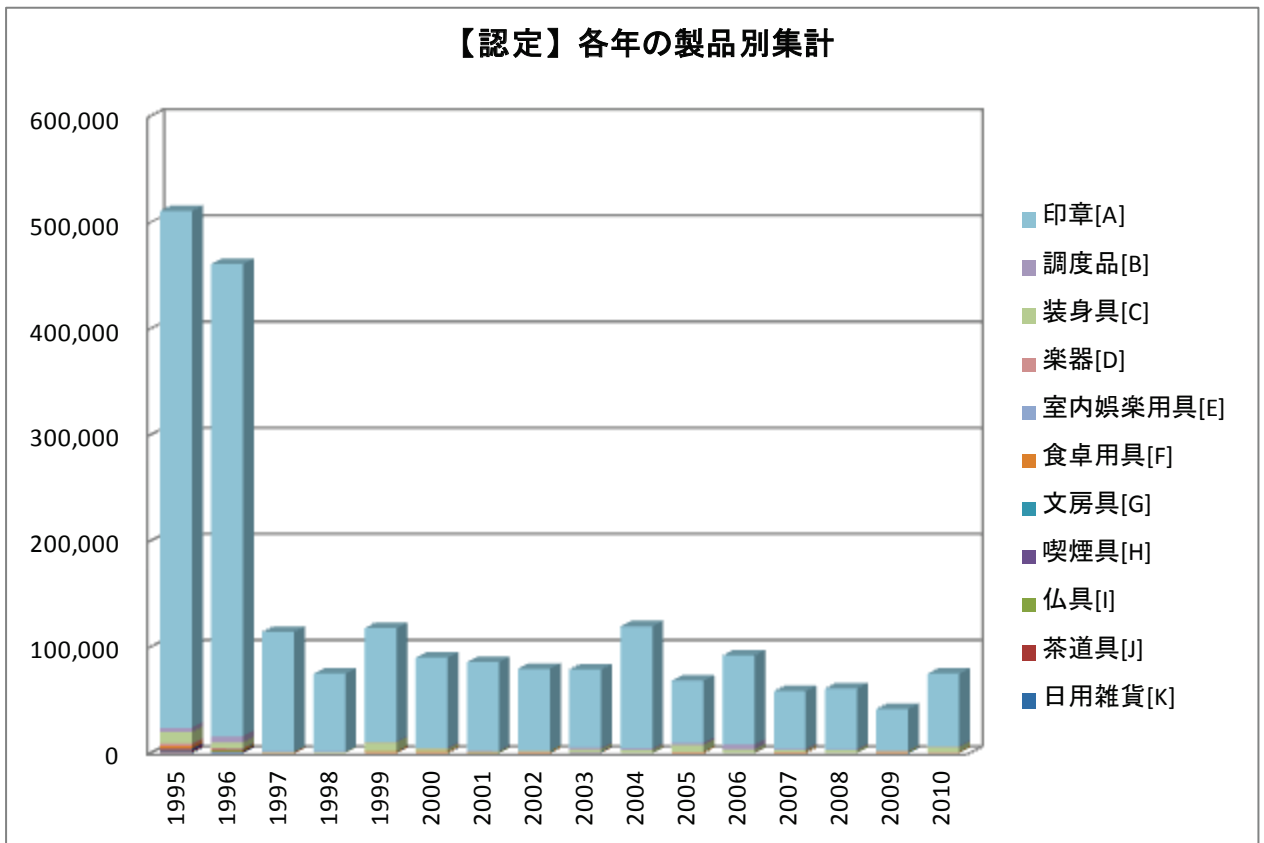
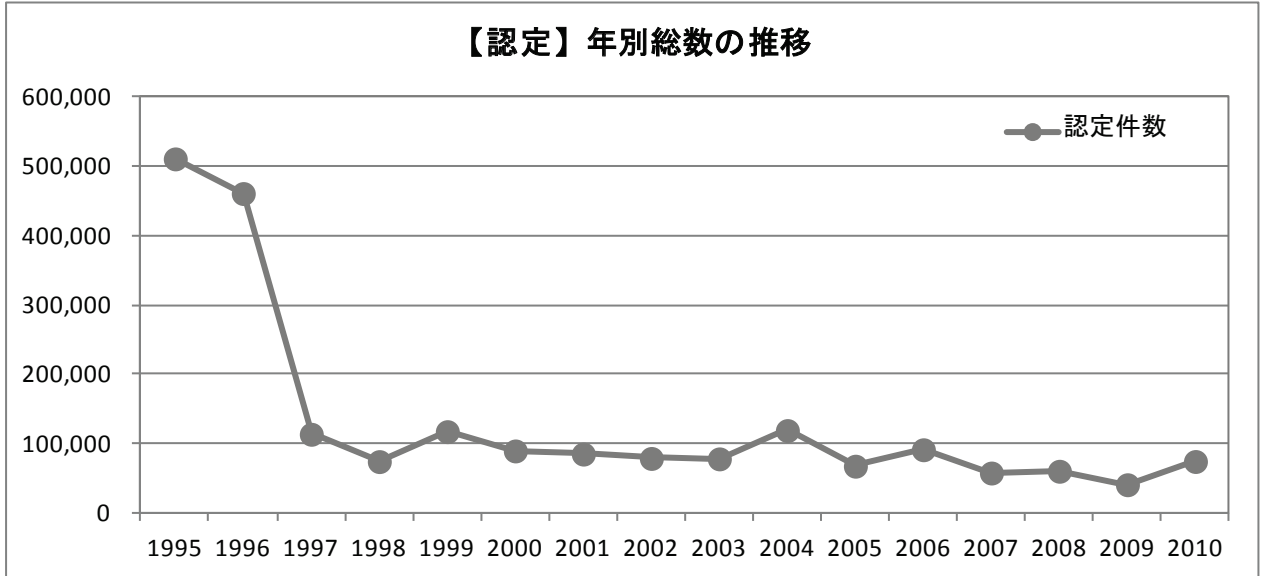


図 3-1 象牙製品の認定数

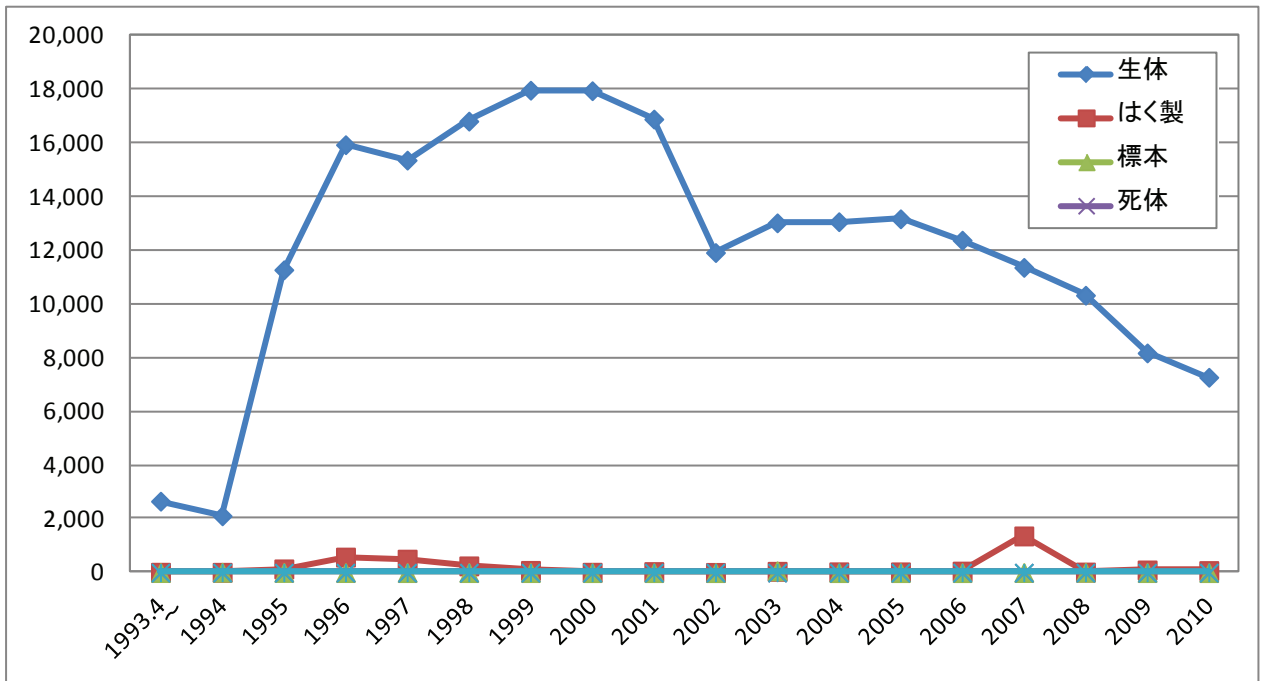


図 3-2-1 個体等における登録数の年別推移

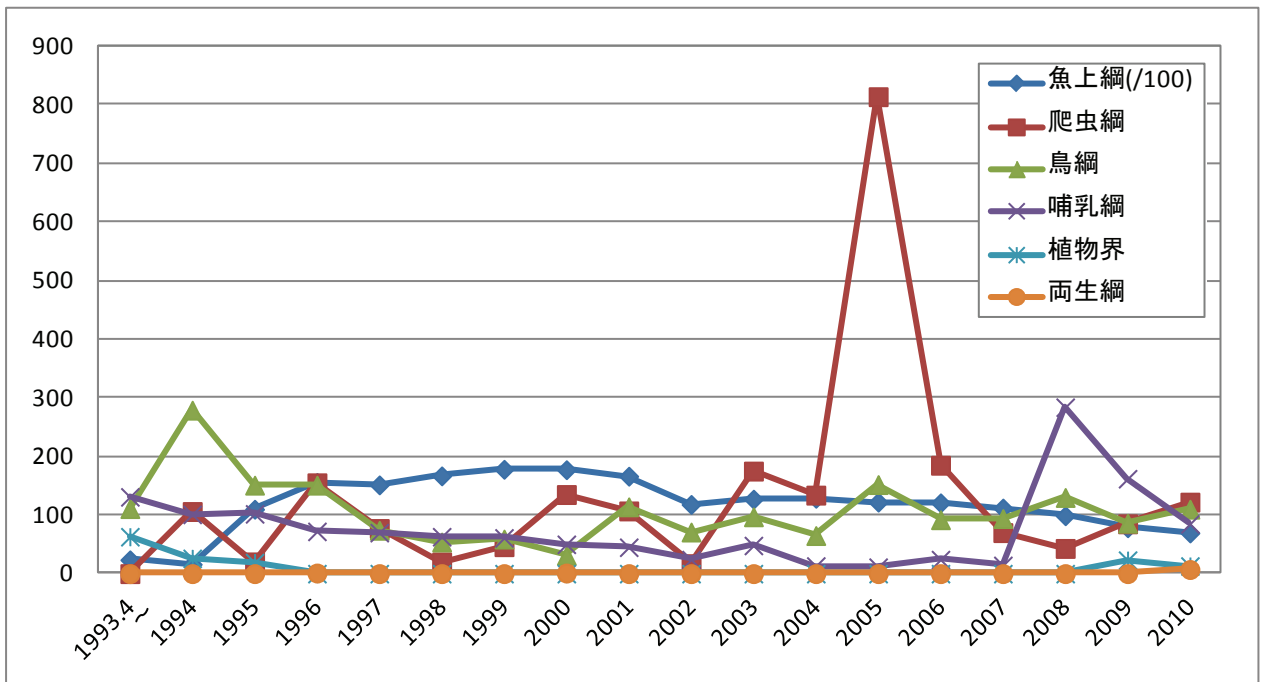


図 3-2-2 生体における綱別登録件数の年別推移

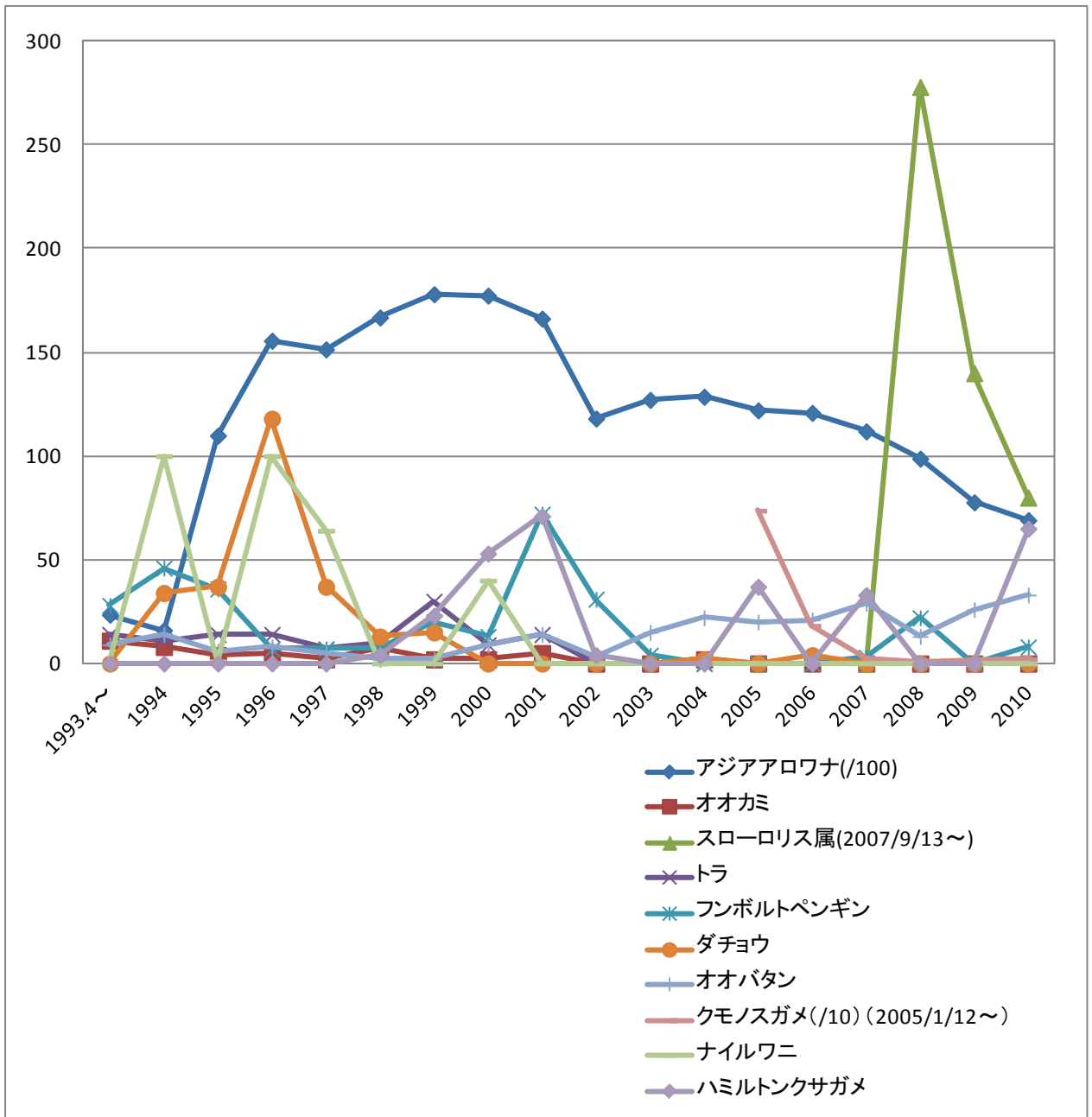


図 3-2-3 登録件数が多い種(生体)の年別推移

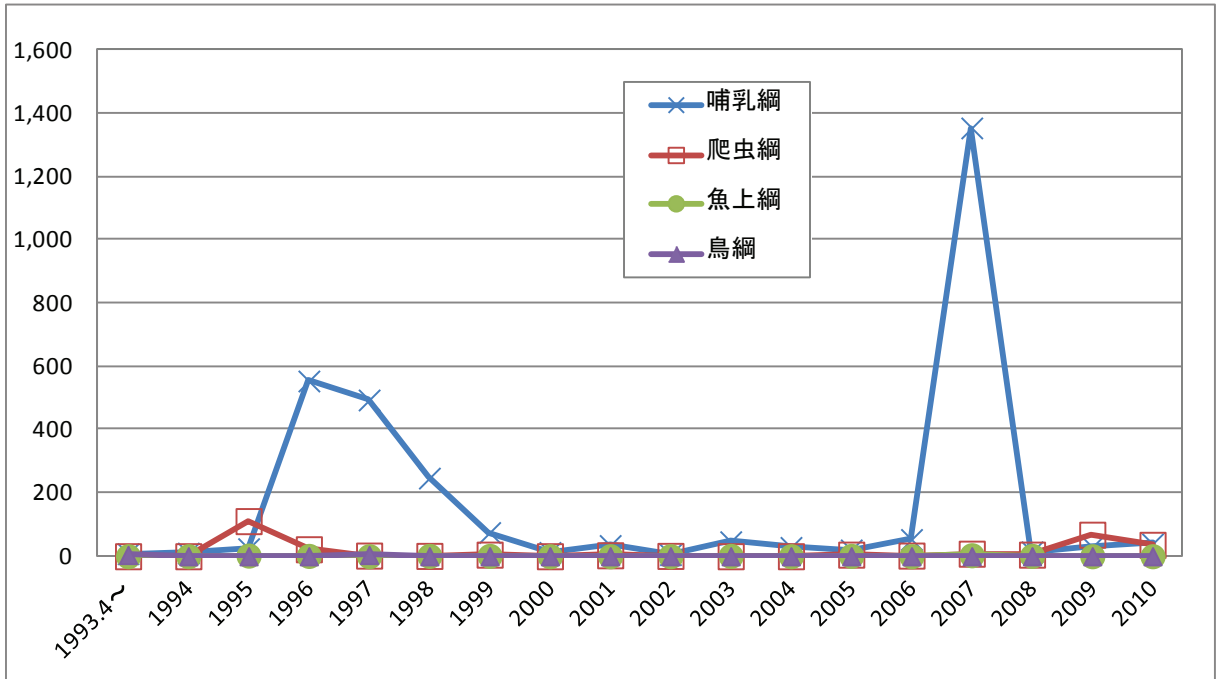


図 3-2-4 はく製等における網別登録件数の年別推移(生体以外の個体等)

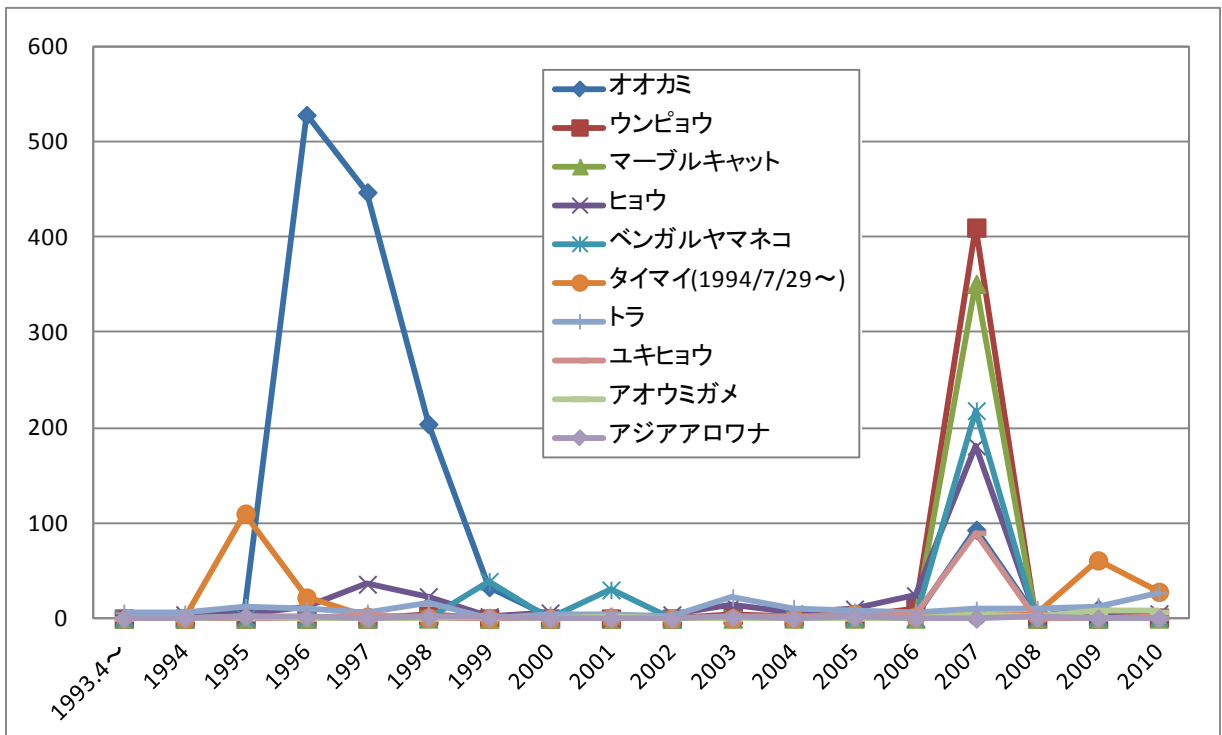


図 3-2-5 はく製等における登録件数上位 10 種の年別推移(生体以外の個体等)

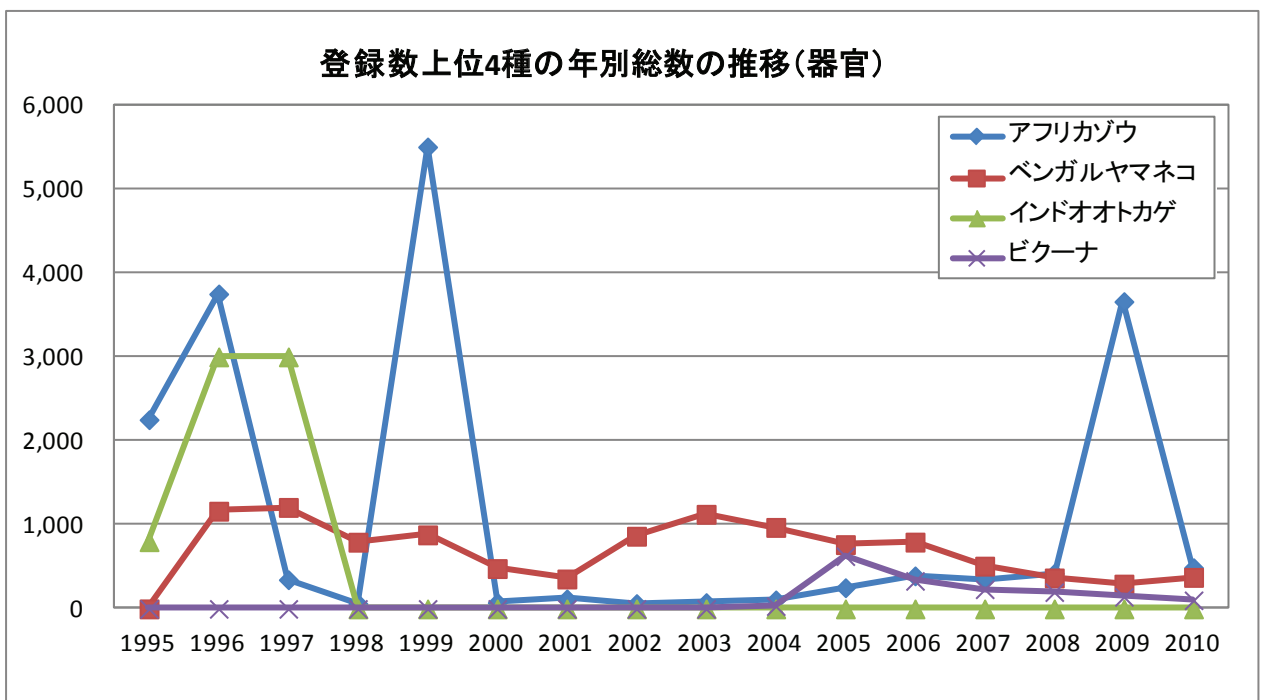
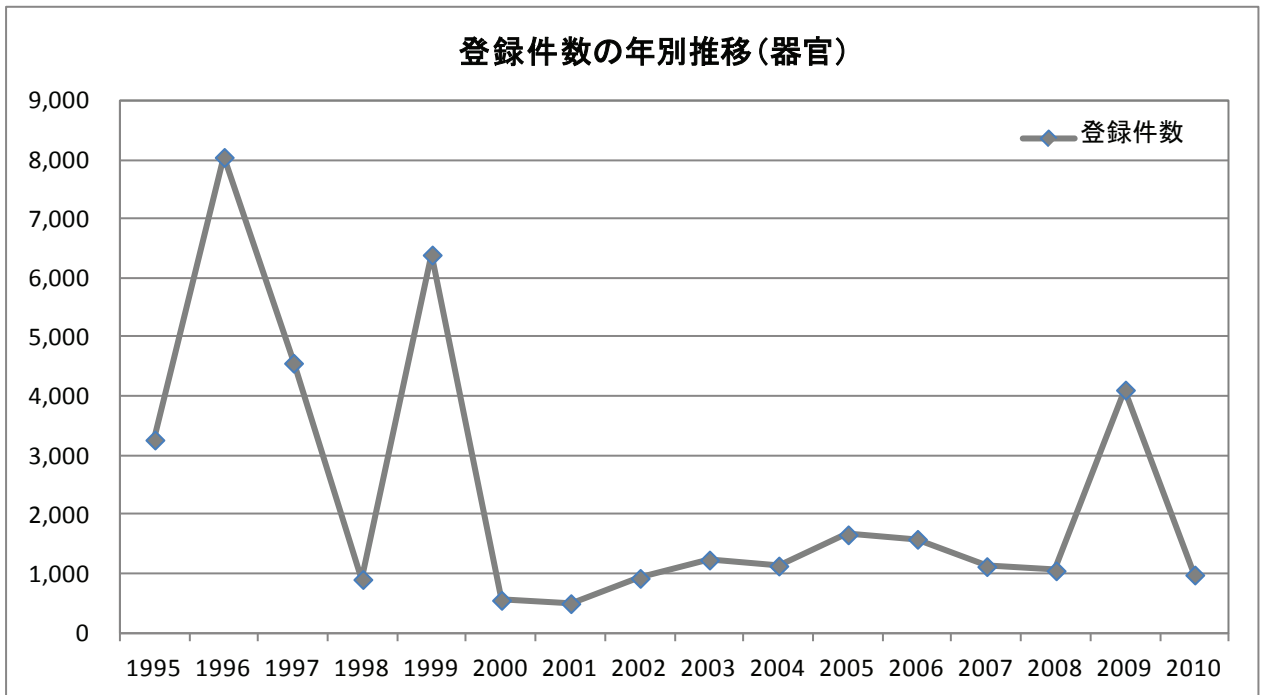
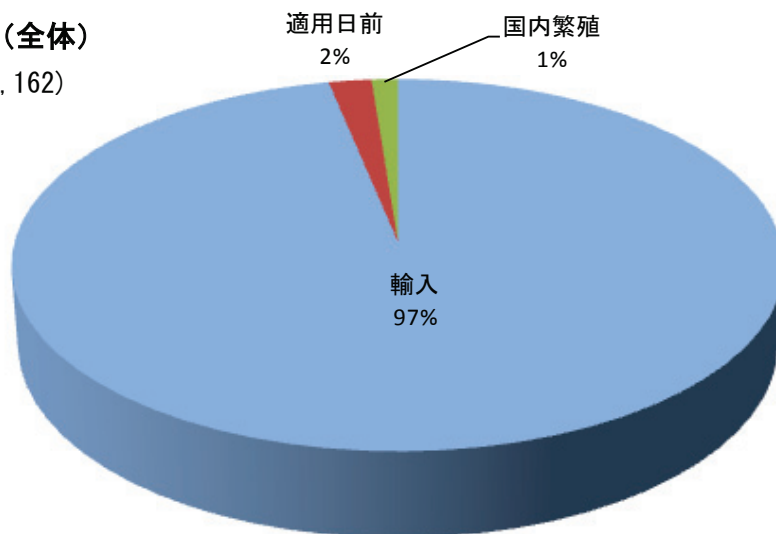
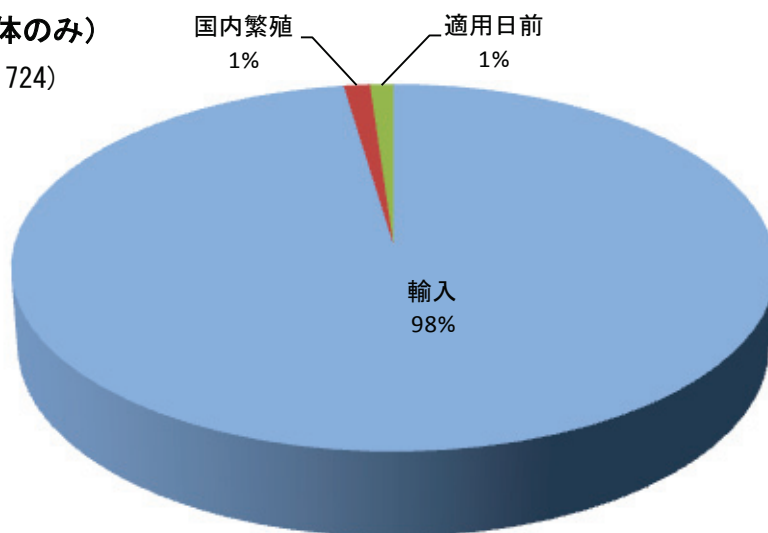


図 3-2-6 器官における登録件数の年別推移

個体等(全体)
(n=221,162)



個体(生体のみ)
(n=217,724)



器官等
(n=38,078)

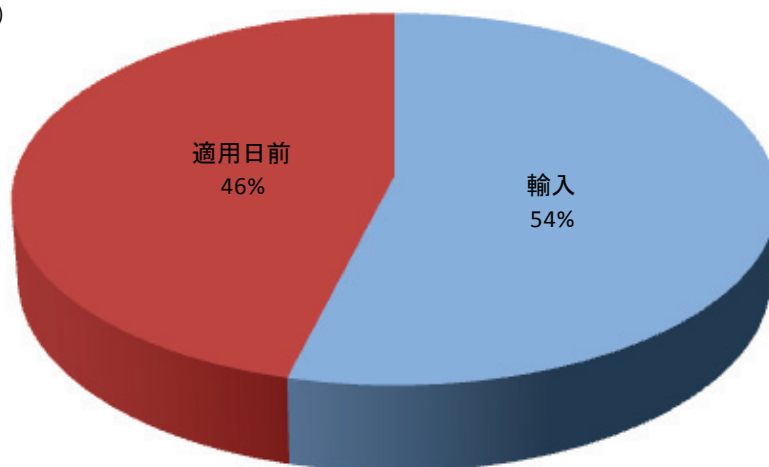


図 3-2-7 登録要件別の登録件数(1993.4~2010)

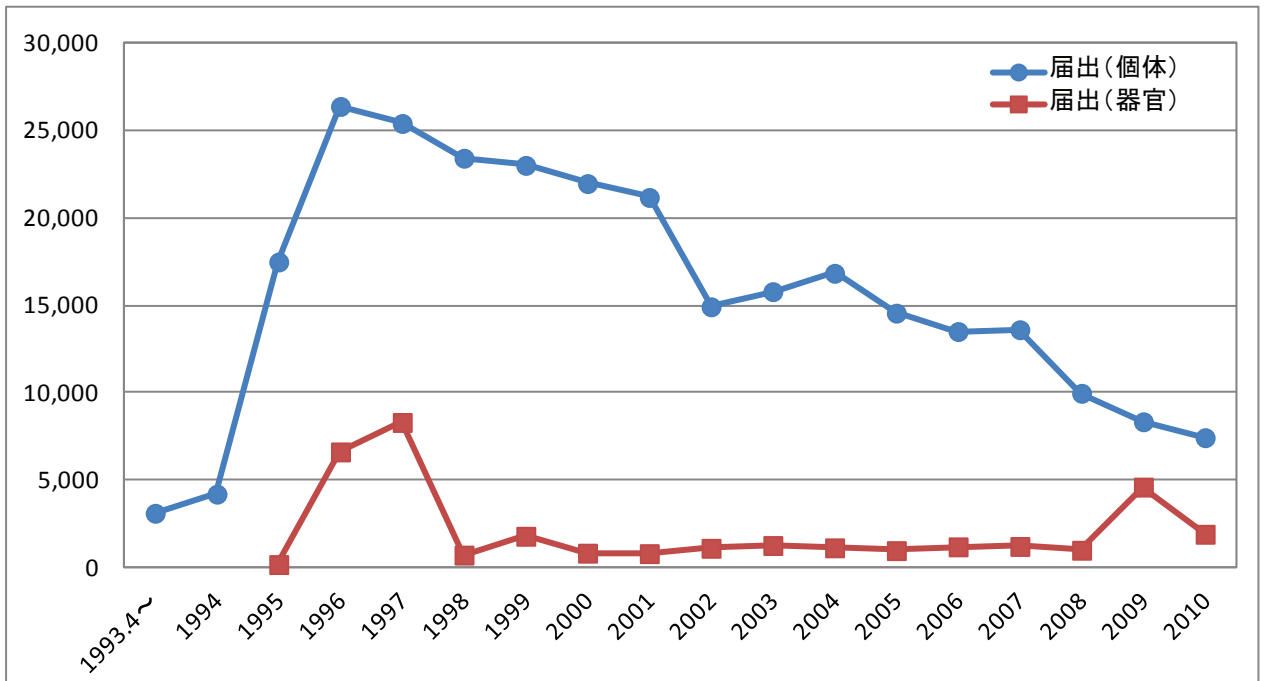


图 3-3 届出件数の年別推移

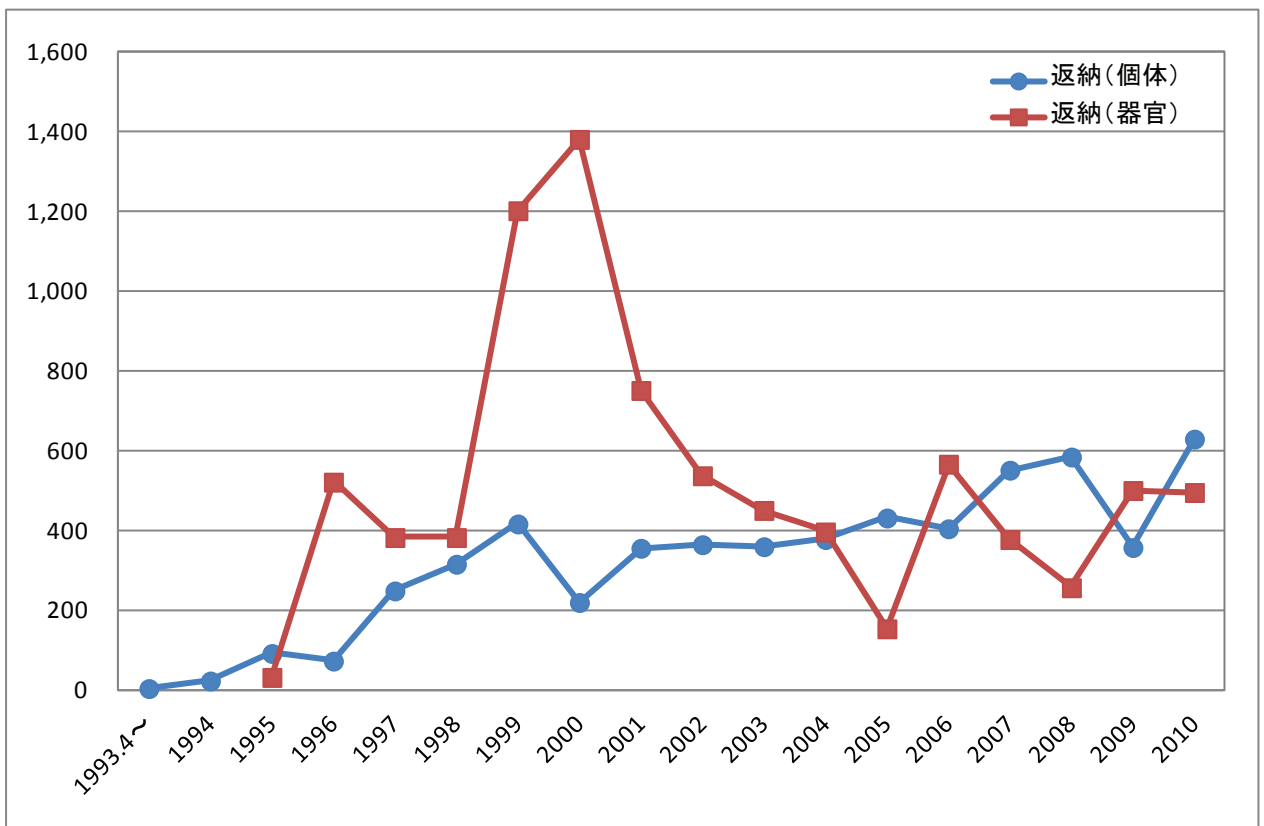


图 3-4 返納件数の年別推移